

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第7条第2項
処分の概要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め：銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 第32条（許可証の書換えの申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：5日（行政庁の休日は含まない。書換えにあっては3日）
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備考：